

平成 30 年 3 月 1 日

各 位

株式会社 みなと銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社 みなと銀行(頭取 服部 博明)は、「銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号、以下改正銀行法)」の規定に基づき、「電子決済等代行業者※1 との連携及び協働に係る方針(以下、本方針)」を策定し、本日公表いたしました。

本方針に基づき、当行に口座を保有するお客さまについて、より一層安全に便利なサービスをご利用いただくことができるよう、当行が契約を締結した電子決済等代行業者のうち、お客さまより許可をいただいた電子決済等代行業者が ID・パスワード等を預かることなく銀行サービスと連携できる体制として、API※2 連携を可能とする体制を整備します。

当行は、電子決済等代行業者をはじめさまざまなパートナーとの連携・協働によるオープンイノベーションの促進等を通じて、これまで以上に幅広いお客さまに最適な金融サービスを提供することで、お客さまの豊かな生活の実現に貢献して参ります。

※1 「改正銀行法」第二条第十八項に定める事業者。銀行で口座を保有するお客さまの委託を受けて、お客さまに代って銀行に対し資金移動等の指図を行ったり、口座情報を取得したりしてサービスを提供する外部事業者のことをいいます。

※2 API「Application Programming Interface」とは、特定のプログラムを別のプログラムから動作させるための技術仕様のことをいいます。

以上

本資料に関するお問合せ先
企画部 広報室 藤井 TEL : 078-333-3247

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

株式会社みなと銀行（以下、当行）は、これまで以上に幅広いお客さまに最適な金融サービスを提供することで、お客さまの豊かな生活の実現に貢献する「次世代リテール金融サービスモデル」構築に向けて、①オムニチャネルの実現、②デジタル化によるオープンプラットフォームの実現、③グループ共通データベース構築とマーケティング高度化、④オープン・イノベーションの実現を図るため、電子決済等代行業者(*1)と連携・協働に取り組みます。

2. API 連携に係る方針

当行に口座を保有するお客さまについて、より一層安全に便利なサービスをご利用いただくことができるよう、当社が契約を締結した電子決済等代行業者のうち、お客さまより許可を得た電子決済等代行業者が ID・パスワード等を預かることなく銀行サービスと連携できる体制として、API 連携を可能とする体制を、以下の通り整備するとともに、更なる機能強化を検討してまいります。

(1) 資金移動(*3)に係る体制整備

当行がお客さまより許可を得た電子決済等代行業者との間で API 連携を行えるよう、関西みらいフィナンシャルグループ設立に伴うシステム統合後（2020 年夏頃予定）、速やかに必要な体制の整備を行う予定です。

(2) 口座情報(*4)に係る体制整備

①個人のお客さまの口座については、当行がお客さまより許可を得た電子決済等代行業者との間で API 連携を行えるよう、関西みらいフィナンシャルグループ設立に伴うシステム統合後（2020 年夏頃予定）、速やかに必要な体制の整備を行う予定です。

②法人のお客さまの口座については、2017 年 4 月に当行のインターネットバンキングのサービスを通じて、お客さまより許可を得た電子決済等代行業者との間で API 連携を行えるよう、必要な体制の整備を完了しております。

3. API 連携に係るシステムについて

当行が提供する API 連携に係るシステムは、「オープン API のあり方に関する検討会」による「オープン API のあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」(2017 年 7 月 13 日公表)記載の API 仕様標準、セキュリティ原則に則っております。

当行が提供する法人インターネットバンキングの API 連携に係るシステムの設計、運用及び保守は、株式会社 NTT データに委託しております。

4. 決済等代行業者との連携および協働における参考情報

当行が提供する API の具体的な仕様などの情報は、当行サイト等で順次開示する予定です。

<ご参考>法人向けの具体的なサービス内容（平成 30 年 3 月 1 日現在）

①残高照会

②入出金明細照会

5. 本件に関するお問合せ先

当行との連携および協働についてご検討いただける電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせ下さい。

企画部-IT 企画室 (it-kikaku@minatobk.co.jp)

以上

*1 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)による改正後の銀行法(以下「改正銀行法」)第二条第十八項に定める事業者。銀行で口座を保有するお客さまの委託を受けて、お客さまに代って銀行に対し資金移動等の指図をおこなったり、口座情報を取得したりしてサービスを提供する事業者。

*2API「Application Programming Interface」とは、特定のプログラムを別のプログラムから動作させるための技術仕様のこと。

*3 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。

*4 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為